

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																					
動物愛護管理センター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものが3件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="525 648 1644 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和5年9月8日</td> <td>令和5年9月11日</td> <td>令和6年1月17日</td> <td>1,620円</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月21日</td> <td>令和5年9月22日</td> <td>令和6年1月17日</td> <td>2,120円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和5年12月31日</td> <td>令和5年12月25日</td> <td>令和6年1月9日</td> <td>1,640円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和5年9月8日	令和5年9月11日	令和6年1月17日	1,620円	令和5年9月21日	令和5年9月22日	令和6年1月17日	2,120円	B	令和5年12月31日	令和5年12月25日	令和6年1月9日	1,640円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額																
		当初入力日	重複入力日																				
A	令和5年9月8日	令和5年9月11日	令和6年1月17日	1,620円																			
	令和5年9月21日	令和5年9月22日	令和6年1月17日	2,120円																			
B	令和5年12月31日	令和5年12月25日	令和6年1月9日	1,640円																			

措置の内容

過誤払旅費については、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。
今回の検出事項の原因は、申請者、直接監督責任者及び旅費支給事務担当者の確認不足である。
今後は、重複申請などの有無について事務担当者が確認を行い、必要に応じて直接監督責任者に修正等の指示を行うほか、毎日行っている朝礼において、特に月末及び月初には所属職員に対して登録時及び承認時に重複登録がないかを確認するよう注意喚起を行う。さらに旅費支給事務の際には、引き続き複数人による旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づいた適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月15日）

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
動物愛護管理センター	<p>出勤簿について、早退となっているものがあつた。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 598 1644 739"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和5年9月22日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和5年9月22日	早退	年休入力漏れ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因							
A	令和5年9月22日	早退	年休入力漏れ							
措置の内容										
<p>検出事項について、速やかに年次休暇の手続の上、出勤簿の修正を行った。 今回の検出事項の原因は、当該職員の入力漏れ及び直接監督責任者の確認不足によるものであり、再発防止策として、毎日行っている朝礼において、特に月末及び月初には遅参・早退・未入力リストの各自確認を周知徹底し、直接監督責任者が出勤簿状況の確認を徹底することで、チェック体制を強化した。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月15日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
動物愛護管理センター	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="537 653 1205 835"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年3月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和6年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和6年3月	1件						
措置の内容								
<p>検出事項について、勤務実態を確認し、時間外等勤務実績登録を行った上、令和6年10月17日付で総務サービス課に依頼し、追給を行った。 今回の検出事項の原因は、申請者、直接監督責任者及び事務担当者の確認不足である。 再発防止策として、毎日行っている朝礼において、特に月末及び月初には適正に時間外の申請や承認を行うことを繰り返し指示するほか、職員が時間外等勤務実績の登録を速やかに行うことと、直接監督責任者が決裁済み照会画面で「時間外事前届出」で該当者がいないか確認を徹底することとした。 今後は、適正なサービス管理を行う。</p>								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月15日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
動物愛護管理センター	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 575 1641 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 575 744 653">品種</th> <th data-bbox="744 575 1032 653">品目 商品名</th> <th data-bbox="1032 575 1317 653">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1317 575 1466 653">数量</th> <th data-bbox="1466 575 1641 653">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 653 744 737">雑品類</td> <td data-bbox="744 653 1032 737">雑品類 猫用ケージ</td> <td data-bbox="1032 653 1317 737">昭和63年11月16日</td> <td data-bbox="1317 653 1466 737">1</td> <td data-bbox="1466 653 1641 737">155,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	雑品類	雑品類 猫用ケージ	昭和63年11月16日	1	155,000円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1712 590 2754 873" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
雑品類	雑品類 猫用ケージ	昭和63年11月16日	1	155,000円								
措置の内容												
<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、センターへの移転の際に不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。今後は、物品を廃棄する際は、複数の職員で備品台帳を確認した上で、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月15日）